

文化審議会著作権分科会報告書（案）について

著作物等を巡る近時の社会状況の変化等に適切に対応するため、インターネット上の海賊版対策など著作権等の適切な保護を図るための措置や、著作物等の利用の円滑化を図るための措置について、検討を行った結果をとりまとめたもの。

【著作権等の適切な保護を図るための措置】

1. リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応
2. ダウンロード違法化の対象範囲の見直し
3. アクセスコントロール等に関する保護の強化
4. 著作権等侵害訴訟における証拠収集手続の強化

【著作物等の利用の円滑化を図るための措置】

5. 著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入
6. 行政手続に係る権利制限規定の見直し（地理的表示法・種苗法関係）

1. リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応

検討の経緯・問題の所在

- インターネット上の著作権侵害が深刻化しており、その背景の1つとして、自身のウェブサイトにはコンテンツを掲載せず、他のウェブサイトへのリンク情報等を提供して利用者を著作権侵害コンテンツに誘導するためのウェブサイト(リーチサイト)やこれと同様の機能を有するアプリ(リーチアプリ)の問題が指摘。
- リンク情報の提供行為は、インターネットによる情報伝達において不可欠な役割を担うものであり、表現行為として憲法第21条第1項により保護されることを踏まえ、過度な規制により正当な表現行為に萎縮が生じることがないように留意しつつ、検討。

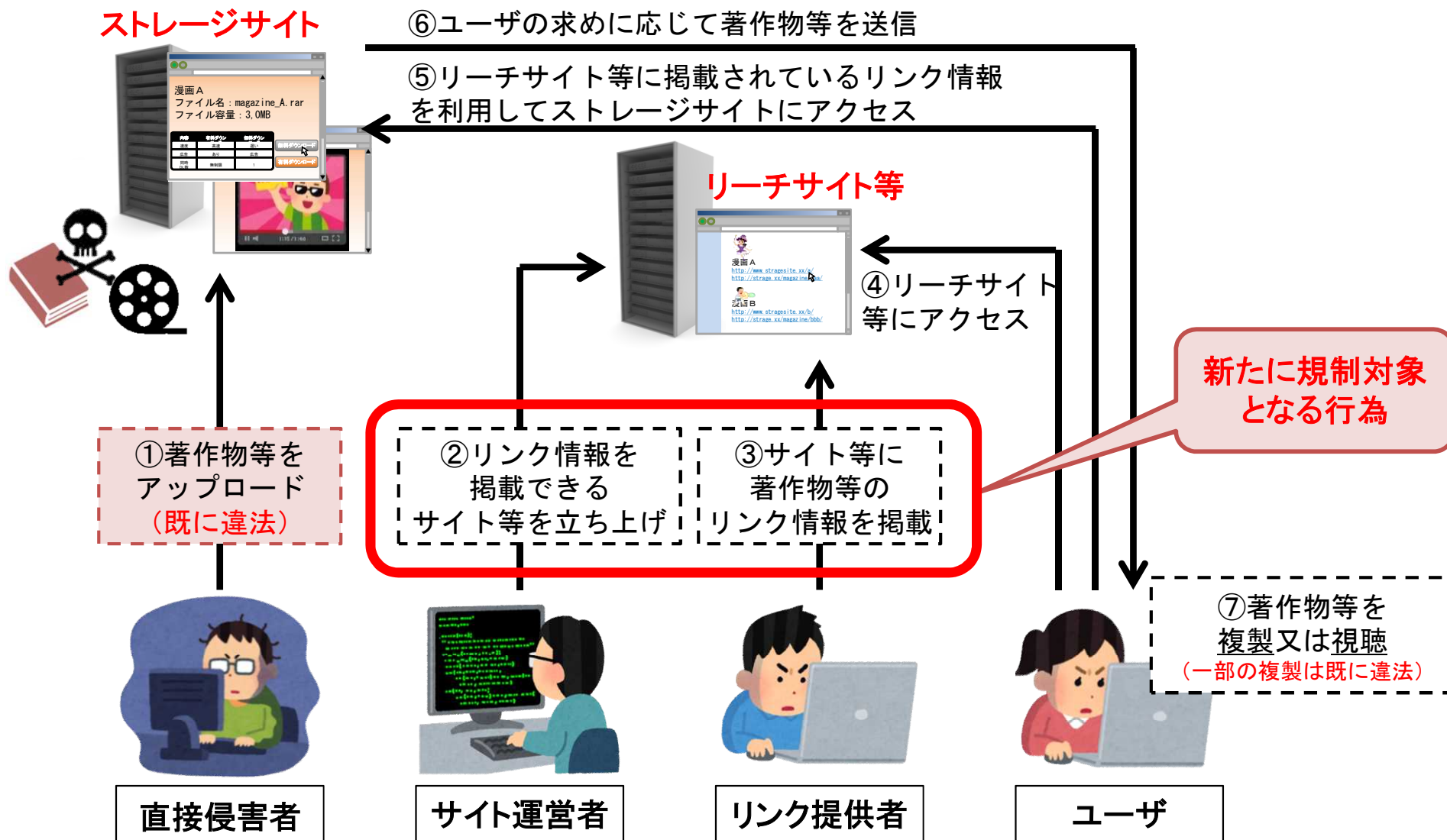
検討結果

- リーチサイト・リーチアプリは、利用者が侵害コンテンツに到達することを容易にすることで、侵害コンテンツの拡散を助長する蓋然性が高い場・手段であると評価でき、そのような場・手段を通じて、侵害コンテンツに係るリンク情報等の提供を行う行為は、著作権侵害と同視すべき大きな不利益を著作権者に与えるものと評価できる。
- このため、著作権者の権利保護の実効性を確保するため、①リーチサイト運営行為・リーチアプリ提供行為や、②侵害コンテンツに係るリンク情報等の提供行為について、一定の要件の下で、規制することが適当。
(①については刑事罰(社会的法益の侵害)、②については民事措置(差止請求)+刑事罰の対象とする)
- 過度な規制により正当な表現行為に萎縮が生じることがないように、規制対象とするリーチサイト・リーチアプリについて、典型的に侵害コンテンツの拡散を助長する蓋然性が高い悪質なもの(例えば、「主として違法な自動公衆送信を助長する機能を担っているウェブサイト」等)に限定し、リンク情報等の提供行為の規制は、リンク先の著作物が違法にアップロードされたものであることについて故意・過失が認められる場合に限定することが適当。

(※) インターネット情報検索サービスを通じた海賊版サイトへのアクセスへの対応については、まずは権利者団体及びインターネット情報検索サービス事業者において協議の場を設け、当事者間の取組により、運用上の解決を図ることとし、その動向を踏まえ、必要に応じて法整備を検討。

(参考)リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為の典型例

違法にアップロードされた著作物等へのリンク情報をウェブサイト等に掲載して、ユーザを当該著作物等へ誘導



※「サイト運営者」と「リンク提供者」が同一人物の場合（運営者投稿型）もある。

※リーチアプリの場合には「アプリ提供者」が上記の「サイト運営者」と同等の立場にある。

2. ダウンロード違法化の対象範囲の見直し①

検討の経緯・問題の所在

- インターネット上の著作権侵害の深刻化を受けて、現在は、音楽・映像等の録音・録画に限定されているダウンロード違法化について、対象範囲の見直しを検討。
- 出版社等から、漫画のみならず、雑誌・写真集・文芸書・専門書についての被害も報告。また、プログラム(ビジネスソフト・ゲーム)に関しても従来から継続的に被害生じており、最近では、学術論文に特化した海賊版サイトの存在も明らかとなるなど、幅広い分野の著作物について、海賊版による被害が生じていることを確認。

検討結果

<民事の対象範囲>

- 違法にアップロードされた著作物から便益を享受しようとするユーザーの行為には、一般的に許容されるべき正当性がないこと、諸外国の取扱い(ドイツ・フランス・カナダ等)、未然防止の必要性(現時点で特に被害が顕在化・深刻化している部分のみを措置するのでは著作権者の利益を適切に保護できない)、著作物間での措置の整合性等の観点などを踏まえると、録音・録画と同様の要件の下、対象範囲を著作物全般に拡大していくことが有力な選択肢となる。複数の委員から、被害実態が明らかな海賊版対策に必要な範囲に限って違法の範囲を定めるという観点から、刑事罰と同様に限定を設けるべきとの意見が示されたことにも十分に留意する必要。

<刑事の対象範囲>

- 音楽・映像と同様、有償で提供される著作物等に限定することは当然の前提として、特に必要性の高い事例・行為に対象範囲を厳格に絞り込む必要。国民生活への影響を必要最小限にとどめる観点から、適切な限定の選択肢が採用されることが適当(複数の選択肢等の組み合わせも検討)。その際、複数の委員から、「有償著作物」、「原作のまま」、「当該著作物の提供又は提示により著作権者が得ることが見込まれる利益が不当に害される場合」等に加え、反復継続してなどの要件に限定する案の提案があったことにも十分に留意する必要。

➡ 法整備にあたっては、ユーザー保護の効果や課題を踏まえつつ、最適な対象範囲の設定を行うことが適当。

2. ダウンロード違法化の対象範囲の見直し②

<制度整備の際の留意点など>

○ 主観要件の取扱い

- ・ 「違法だと当然に知っているべきだった」, 「違法か適法か判断がつかなかった」等の場合にダウンロードが違法とされることのないよう, 主観要件の規定の仕方を見直す (例: 「事実を知りながら」には, 重過失により知らなかった場合を含むものと解釈してはならない旨の解釈規定を置く) ことを含めた措置を検討。
- ・ その際, いわゆる「法律の錯誤」があった場合 (例: 適法引用されているものだと認識してダウンロードしたが, 実際には法第32条の要件を満たしていなかった場合) に, 「事実を知りながら」との要件を満たすと評価されて ダウンロードが違法となる可能性が高いとの指摘があるため, 条文上, 「事実の認識」と「違法性の認識」の双方について確定的な認識を要求することを明確化 することを検討。

○ 法定刑の水準・親告罪

- ・ 法定刑の水準については, 録音・録画の場合と同様, 「2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はその併科」とすることが適当。
- ・ 今回の対象の拡大に当たっても, ダウンロード違法化に係る刑事罰については, 全て親告罪のまま維持 することが適当。

○ 普及啓発等

- ・ 文化庁・関係団体等が一丸となって, 国民に対する制度内容の周知徹底等に努めるとともに, 関係団体において 適法サイトに関する情報の提供方法等の工夫を行う。
- ・ 法施行後, 一定期間を経過した段階で, 法制化の効果について必要な調査・検証を行うことを検討。

○ その他

- ・ 様々な手段を組み合わせた 総合的な海賊版対策について, 関係省庁とも連携して必要な施策を検討。
- ・ 研究目的での権利制限等について, 権利者の利益保護の観点にも留意しつつ, 検討。

3. アクセスコントロール等に関する保護の強化

検討の経緯・問題の所在

- ビジネスソフト等に関する最新の技術・ビジネス動向を踏まえ、平成30年の不正競争防止法の改正において、コンテンツの無断利用を防止するアクセスコントロール等の保護技術について、①定義規定の改正(シリアルコード等によるライセンス認証が含まれることを明確化)、②これを回避するための不正なシリアルコード等の提供に対する規制を実施。
- ビジネスソフト等は、著作物として著作権法の保護対象にもなっているところ、著作権者の利益保護の観点から、著作権法においても上記と同様の措置が必要かどうかを検討。

検討結果

- 近時のビジネスソフト等の不正利用の態様に適切に対応し、著作権者の利益保護に万全を期す観点から、不正競争防止法と同様、上記①及び②の措置を行うことが適当。

〈定義規定の改正〉

	著作権法	不正競争防止法
CD・DVD等に関する保護技術	○	○
ソフトウェアに関するライセンス認証	△ ⇒ ○	○ (平成30年改正)

〈規制対象行為の追加〉

	著作権法	不正競争防止法
回避行為	○	×
回避装置・プログラムの提供	○	○
回避サービスの提供	○	○
不正なシリアルコード等の提供	× ⇒ ○	○ (平成30年改正)

(※) CD・DVD等に関する保護技術では、不正利用防止のための信号がコンテンツとともに(同時・同一場所に)記録されており、法律上の定義もこれを念頭に規定。ソフトウェアに関するライセンス認証では、不正利用防止のための信号は、コンテンツと別途(後から)、記録されるため、従来の定義規定では対象に含まれるかが不明確だった。

4. 著作権等侵害訴訟における証拠収集手続の強化

検討の経緯・問題の所在

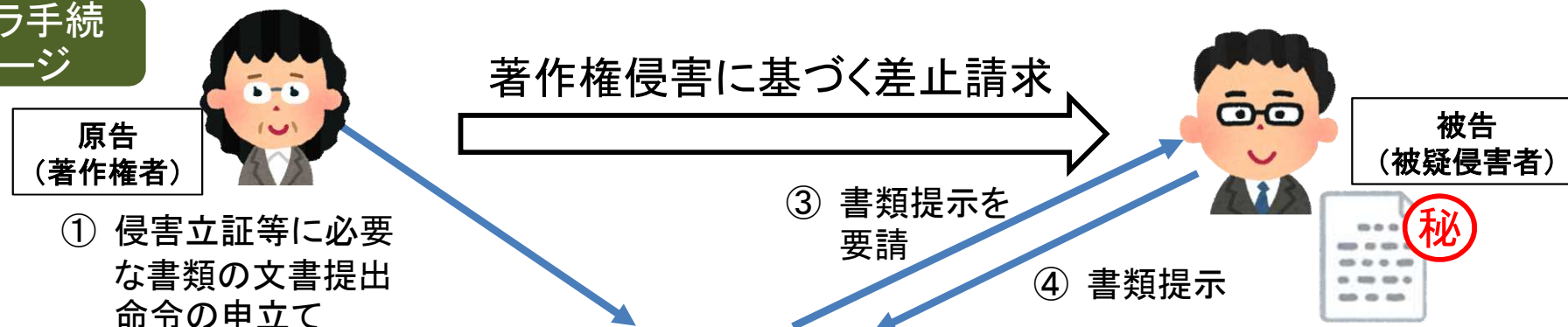
- 平成30年の特許法等の改正で、特許権等の侵害訴訟における証拠収集手続（インカメラ手続※）について、①インカメラ手続を利用できる場面を拡大する、②専門委員の関与を可能とする規定の見直しがなされた。
- 従前は、特許法等と著作権法とでインカメラ手続に関する規定の内容は同じだったため、同様の改正を検討。

※文書提出命令の申立てについて、命令を発令するか裁判所が判断する際に、対象文書を裁判所が実際に見て、判断をする制度

検討結果

- 権利の適切な保全の観点から、インカメラ手続を充実させ、紛争の実情に即した解決を可能にすることが望ましいことから、特許法等と同様に上記①及び②の見直しを行うことが適当。

インカメラ手続のイメージ



改正

②侵害立証等に必要か否かを判断するためにその書類を見る必要

* 改正前は、書類提出を拒む正当な理由があるか否かの判断に際してしかインカメラ手続を用いることができなかった

改正

書類の内容が専門的な場合など…

専門的知見によるサポート

* 改正前は、インカメラ手続に専門委員は関与できなかった

専門委員

5. 著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入

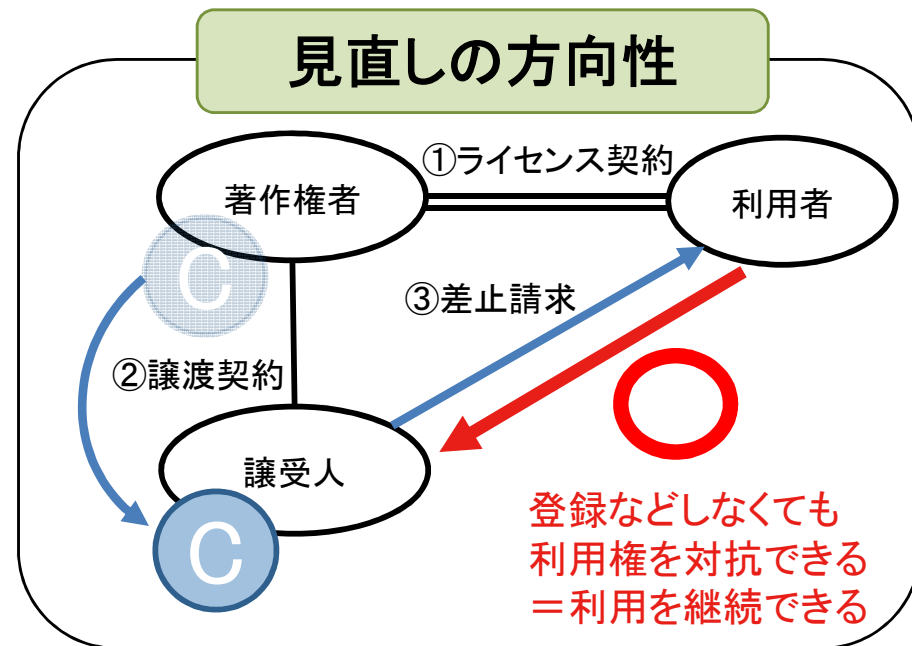
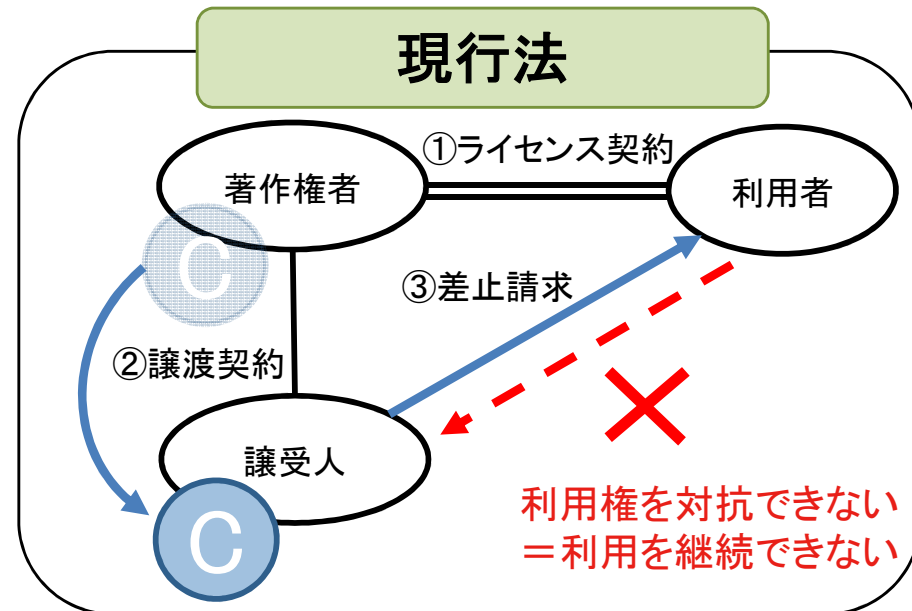
検討の経緯・問題の所在

- 著作物の利用許諾契約(ライセンス契約)における利用者(ライセンシー)は、著作権が譲渡された場合、著作権の譲受人(第三者)に対し、当該利用許諾(ライセンス)に係る著作物を利用する権利(利用権)を対抗する手段がない状況にある。
- そのため、著作権が譲渡された場合に、ライセンシーは利用を継続することができなくなるおそれがあり、ライセンシーの法的地位が不安定な状況にある。



検討結果

- 知財立国として安定した知財の利活用を促進する観点から、ライセンシーが安心してビジネスを行うことができる環境を整備するため、利用権に対抗力を付与すべき。
- 特許法等において特許発明の利用(実施)を行うことができる権利(通常実施権)については登録などしなくても対抗できることとされていること、利用権の対抗を認めても譲受人に与える不利益は小さいこと等を踏まえ、特許法等と同様に、登録等の対抗要件を要することなく当然に利用権を対抗できる制度(当然対抗制度)を導入するのが適当。



6. 行政手続に係る権利制限規定の見直し(地理的表示法・種苗法関係)

検討の経緯・問題の所在

- 著作権法第42条第2項においては、特許等に関する審査が迅速・的確に行われるよう、特許審査手続等において、権利者に許諾なく必要な文献等の複製等ができることとしている。
- 一方、①地理的表示法(特定農林水産物等の名称の保護に関する法律)に基づく地理的表示の登録に関する手続(参考1)、②種苗法に基づく品種登録に関する審査手続や登録品種に係る調査手続(参考2)は権利制限の対象に含まれておらず、著作権者から許諾を得ていないことを理由とする書類の差し戻しや、許諾が得られないことを理由に申請が取りやめられてしまう等、これらの手続に支障を来すおそれ。
- このため、的確かつ迅速な審査等を可能とすべく、農林水産省からこれらの手続における著作物の複製も権利制限の対象としてほしいとの要望があった。

検討結果

- 行政庁が、これらの手続きにおいて法律上の要件を満たすか否か等の的確な判断を行うためには、著作物の利用が必要であり、著作物の利用に当たって著作権者の許諾を要するとその迅速な審査や申請者等に不利益が生じてしまうおそれがあることから、権利制限の必要性が認められる。
- 一方、これらの手続にあたって必要と認められる限度において著作物が複製等される限りにおいては、権利者に与える不利益は限定的であると考えられる。
- これらを踏まえると、地理的表示法及び種苗法の目的を適切に実現するという公益的な観点から、これらの手続において、必要と認められる限度で行われる著作物の複製等を権利制限の対象とすることが適当。

(※)なお、今般の見直しの議論の過程において、今後新たに同種の行政手続が現れた場合に柔軟に対応できるような規定の在り方についても意見が示されたことを踏まえ、権利者に与える影響にも適切に配慮しつつ、そのような規定の見直しの在り方についても適切な検討が行われることが望ましい。

(参考1) 地理的表示法に基づく特定農林水産物等に関する登録に関する手続

地理的表示制度の概要

○地域ブランドの名称への侵害対応等の課題に対応するために、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品のうち、品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称（地理的表示（Geographical Indication））が付されているものについて、その地理的表示を知的財産として国に登録することができる制度が、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）に基づき設けられている（平成27年6月より施行）。

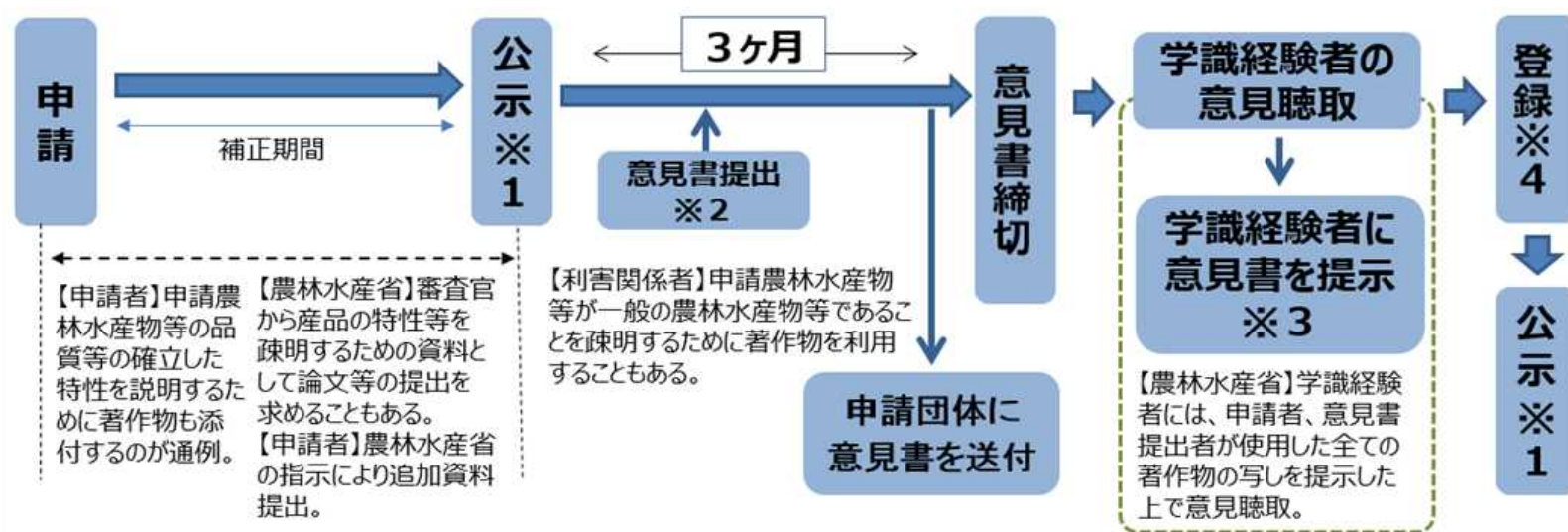
○地理的表示制度では、登録製品の生産者団体が定めた基準（明細書等）を満たす当該団体の構成員たる生産者が、当該製品の名称の表示（地理的表示）を付することができるとし、それ以外の者による地理的表示の使用を規制することとしている。これにより、模倣品の排除による侵害対応のほか、取引拡大、価格上昇、担い手の増加などの効果が期待。

※登録されている地理的表示の例：夕張メロン、米沢牛、八丁味噌、くまもとあか牛

地理的表示の登録に関する手続と著作物の主な利用場面

地理的表示の登録に関する手続（右図参照）においては、要件の充足性を判断するために文献や新聞記事等の著作物が用いられている。

例えば、製品の品質に関し、他には流通していない独自品種の科学的な特性を示すために学術論文等の著作物を利用したり、全国規模やそれに準ずる規模の品評会等で評価されているなどの社会的評価を示すために新聞記事等の著作物を利用したりすることがある。



- ※1 公示は農林水産省ウェブサイト内の専用ページにて行う。
- ※2 意見書はだれでも提出可能。
- ※3 必要に応じ、利害関係者（申請団体及び意見書提出者）から意見聴取可能。
- ※4 処分（登録若しくはその拒否）については、行政不服審査法、行政事件訴訟法により当該処分を争うことが可能。

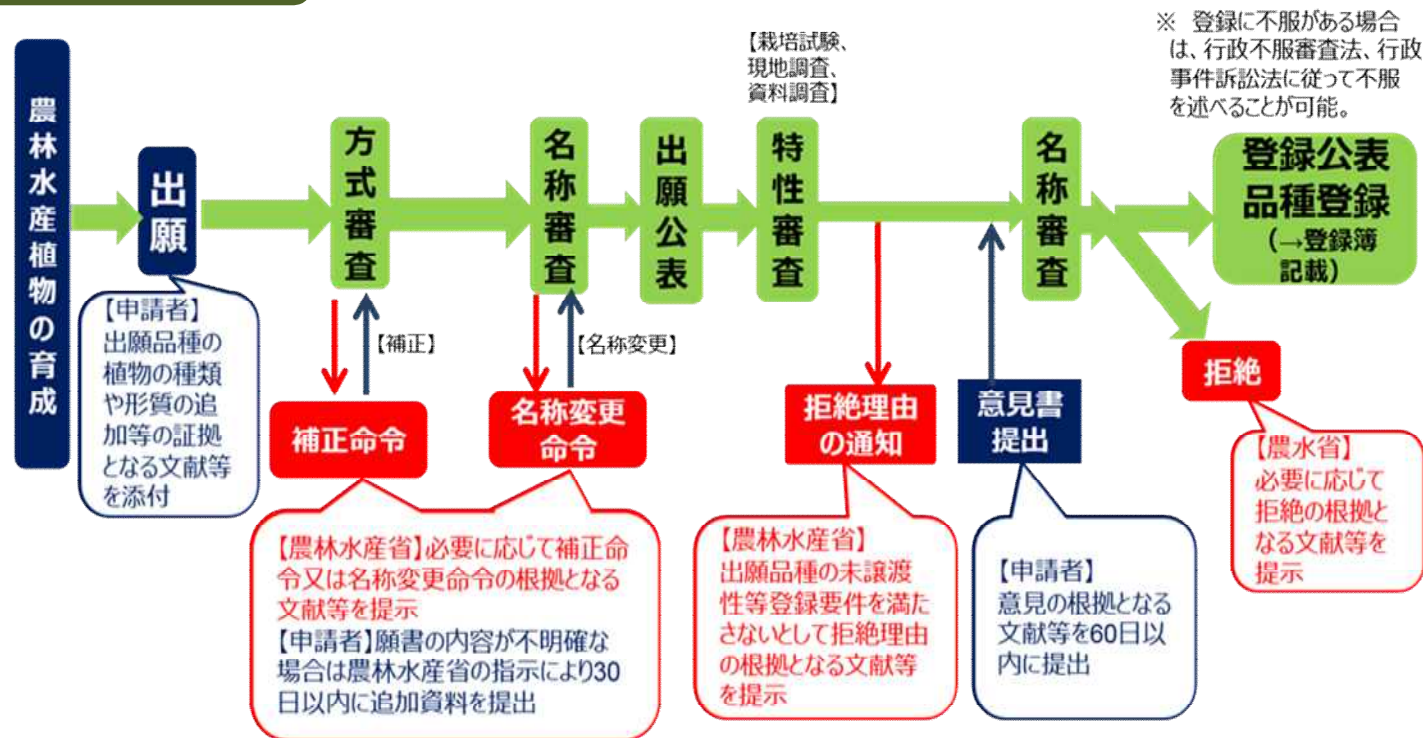
品種登録制度の概要

- 植物の優良な品種は、農林水産業における生産の基礎であり、多収、高品質、耐病性等の優れた形質を有する多様な品種の育成は農林水産業の発展を支える重要な柱であるが、新品種の育成には、専門的な知識、技術とともに、長期にわたる労力と多額の費用が必要であり、新品種の育成を積極的に奨励するためには、新品種の育成者の権利を適切に保護する必要がある。
- このため、我が国においては、種苗法に基づく品種登録制度により、植物新品種の育成者の権利保護を行い、新品種の育成の振興が図られている。具体的には、新たに品種を育成した者は、当該品種を国に登録することにより、知的財産権の一つである「育成者権」として登録品種の種苗、収穫物、加工品の販売等について業として利用する権利を専有することができる（種苗法第20条第1項）。

品種登録に関する手続と著作物の主な利用場面

品種登録の審査手続(右図参照)においては、要件の充足性を判断するに当たって、出願又は審査の根拠となる文献等の著作物が必要となる場合がある。

例えば、追加を求める重要な形質に係る特性を示すために追加を求める耐病性や機能性等の形質に関する情報が掲載されている学術論文等の著作物を利用したり、出願品種の過去の取引において未譲渡性の要件を満たさない取引が行われている情報が掲載されている種苗カタログ等の著作物を利用することがある。



出典：農林水産省知的財産課作成資料（第4回法制・基本問題小委員会資料2-2）

(※) 上記の他、種苗法第47条では、登録された品種の特性が保持されているか否かの調査に関し、育成者権者等に対する資料の提出を命ずることができる旨が定められており、その命令に応じて育成者権者が学術論文等で特性の変化が遺伝的ではないことを立証するなどといった著作物の利用が想定されている。